

広島県選挙管理委員会告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、尾道市選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十八年四月二十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

別表

| 施設の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|---------|-------------------|-----------------|
| 尾道市市民会館 | 尾道市久保一丁目 15 番 1 号 | 平成 28 年 4 月 8 日 |